

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポラ幢ケ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

一九九二年の課題……………岩井 章……………2

資本主義的合理化と闘う……………灰原茂雄……………4

たたかいなくして成長なし……………坂牛哲郎……………6

——マルクス主義のはきちがえ——

ソ連・東欧の崩壊と日本型社会主義の追求……………原 野人……………12

◇自治労の仲間の皆さんへ◇……………又市征治……………16

故山田委員長の遺志を継いで前進しよう……………横堀正一……………19

「日の丸・君が代」、社会党の「新見解」について……………24

地区労解体を急ぐ連合……………24

——第四二回港区労協大会報告——

三池CO十一・九抗議現地大集会……………26

読者からのおたより……………5 18

# 旬刊 社会通信

NO. 493

一九九二年一月一日合併号

一九九二年一月一日発行  
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 一九九二年の課題

岩井 章

新しい年を迎え、決意を新たにして全国の仲間との連帯を一段と強めたいと思う。一九九二年の重点課題として、次の諸点を提起したい。

## 一 憲法擁護と軍事大国化反対の闘い

日本国憲法は平和と人権の憲法である。第九条に「一切の武力をもたない。武力の行使は永久に放棄する」と記し、第二条に「国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と書かれている。過去の軍国主義の侵略と弾圧の歴史を厳しく反省した結果である。しかしさきの国会では、政府自民党・財界と公明党などが一体となって、自衛隊の海外派兵を内容とするPKO法案を押し通そうとした。

すでに世界第二位といわれる自衛隊を、国際協力の名のもとに国外に派兵しようとしたのである。これは海外派兵の第一歩である。やがて「邦人保護」「在外権益の擁護」の名目で出兵することをにらんだ法律である。歴大な海外資産をもつにいたった資本の要請である。PKOは国連の要請にもとづくものであるが、やがては日本独自の派兵を考へるだろう。

しかも今回のPKO法は憲法改悪への布石ともいえる既成事実を積み重ねて、やがて憲法改悪が提起されよう。今日の自民党内では小沢、金丸などは明確な改憲派であり、宮沢は改憲改憲派といえよう。小沢が小選挙区制に固執するのは、それによって三分の二以上の議席を手にし、いつでも改憲の提起ができる状況にもちこむことにねらいがある。金丸がしばしば口にする「社会党の左を切ってこい、そうすれば連立ができる」「二大政党による政権交代」なども、この文脈の上にあるとみられる。

## 二 社会党右傾化との闘い

一方、田辺社会党、山岸連合もこのところ急速に二大政党論を口にし、右旋回が急ピッチで進んでいる。山岸がいう「社民勢力プラス保守の一部」というのも、金丸発言と気脈が通じている。これと呼応して社会党も動きが激しい。

「党名変更」「日の丸容認」「自衛隊、日米安保容認」などである。たしかに選挙の際、連合の方針を試験台にした圧力が一段と強まっている。だが連合幹部の圧力に負けてはいけない。自分の信条を直接、労働者・勤労者に訴えて勝の道を進むべきである。社会党がさらに右傾化して現実に妥協していけば、労働者・勤労者は党支持から離れていくだろう。現に、公明・民社の例をみれば明白だ。

社会党支持から離れた労働者・勤労者は、棄権するか自民党支持に回るだろう。われわれは「党建協」を強め、憲法擁護の旗をさらに高く掲げて闘い進もう。

## 三 国労闘争の勝利に向けて闘おう

国労闘争といったが、正確には国鉄闘争である。一〇四七名のうち国労が九六六名、全動労が六四名、千葉動労他十七名である。

さらに国鉄以外にも全通の四・二八事件で苦しみ闘っている一〇名、さらに全国各地で不当解雇と闘っている中小企業労働者がいる。連合が二年前に発足し、幹部集団は労資協調路線に勢揃いした。重要企業の組合幹部は戦闘性を放棄し、協調路線となった。このため資本は何のきかぬもなく、不当労働行為の攻撃をかけている。

これら不当労働行為は労働法違反というだけでなく、明らかに人権侵害である。全国各地の人権侵害事件と連帯して闘う条件をもっている。国鉄労働者一〇四七人は不当解雇をうけてまる二年目の冬を迎えた。彼らは月一四、五万円の貸付金で生活を支えている。しかも育ち盛りの子供を、二人ないしは三人育てている。

その生活はどん底にある。だが必ず元の職場にもどるまで頑張ると、歯をくいしばって耐えている。生活は苦しいが、みな自信をもっている。ひと頃「闘争団はもたない」などと発言する組合役員がいたが、私が現場を訪ねたかぎり闘争団は意気軒昂である。

この闘争は必ず勝利する。地労委は一〇二本の訴えをことごとく不当労働行為だと断罪した。今、中労委で審議しているが、地労委命令と異なる命令はありえない。法律解釈が二つあるわけではない。だから中労委は命令をだしたくない。政府・JRは闘争団が崩れることを期待しているのである。われわれは長期に闘える闘争態勢を堅持すれば必ず勝利する。

最近、中労委が国労に対し和解案を考えるといったが、JRにその気がないかぎり妥協案などありえない。そのJRに今さまざまな弱点が抜がっている。株式上場が不可能になったこと、核マルが闊歩したJR総連から西、東海、九州と相次いで組合分裂が起き、さらに拡大する様相を示していることだ。結局、労資の矛盾にふたはできないということだ。

これから先、中労委を舞台にしてさまざまな動きが起こるだろうが、大事なことはどんな内容にしろ必ず闘争団にはからねばこの闘争は終わらないということを、肝に命じておかねばならない。賃金闘争などと違って命をかけて闘争をしている現場の声を抜きにして、中央だけで決定してはならないということだ。

#### 四 地球環境、生命を守る闘い

資本主義制度は利潤第一の制度であり、保水、空気、森、土地など人間が生きていくための自然が破壊されても、資本はそれを守るための配慮も投資もしない。その結果、生命が失われようとも深い関心をもたない。交通事故や薬害、原発などによる被害がでも、利潤第一の姿勢を変えることはない。それが資本主義である。時に戦争さえ否定しないのである。

だから今全国でさまざまな市民運動が起きている。先日も長野県軽井沢、佐久地方へ行ったが、長野県ではゴルフ場の乱開発と産業廃棄物処理場が大問題となっていた。また新幹線による在来線の廃止が問題となっていた。全国のゴルフ場面積がおおよそ東京都に匹敵するという。

労働組合が賃金や時短だけの狭い同職意識に閉じ籠っている時、市民運動は一步も二歩も先行しているのである。今こそ生命を守るため、広く市民運動と連帯しなければならぬ。労働者である前に人間であり市民であるかぎり、多くの人々との統一行動を組まねばならない。

## ◆ 新年にあたって ◆ 資本主義的合理化と闘う

灰原 茂雄

まさに「寝耳に水」的なクビ切り合理化が「行政監察」を名目としてJR労働者にふたたび仕掛けられている。

例によってもっともらしい装いで「行政監察結果に基づく勧告」(九一年十一月)と銘うたれているが、商業新聞各社は「JR旅客六社に対し、JRは大手民間鉄道と比べて人件費の伸びも目立ち、必要要員数より約二万九千人多い」「余力社員を抱えている、との結果が出た」(朝日、11/25付)と報道されている。

これに対して、すでに早くも「国鉄反合研」の同志たちが分析を始めており、近く国労としての反論が出されるが、例の「春闘前の不況宣伝」も加わり、官民を問わぬ全般的な「減量合理化」がまたもやたくらまれてきているという事態であり、まさにこういう「年明け」であることをあらためて肚に据えなければならぬ。

かてて加えて別原稿のような「改憲」をうかがう「PKO」の強行という最右翼的な「反動攻勢」に抗する「反他占・民主主義擁護のたたかい」が、いよいよわれわれ全体の使命ともなっているのである。

### (一)

八一年を契機とする「行革下の国鉄攻撃」の不法きわまる再現といふべきこの状況で、まずわれわれは「中労委命令」が「地労委命令」に従って早急に提起されることをあくまで要求する国鉄闘争の一層の拡大と強化を求め、第一義的に構えるべきこととしなければならぬが、まさに「民主主義の危機」に直面した政治的反映の状況下での「総括運動の徹底」をあらためて意志統一し、下からの企業を越えたほんらいの労働運動の再建を展望し、団結し、実践に取り組まなければならない「年頭」なのである。

この際、眼前にみる「連合」の進路を考えても、また「連合の動向」にふかく関連しその動向につよく作用もされる社会党の現情を直視しても、運動上は文字どおり余程の「根本的改善」が求められていること、さらに加えて、だからこそその「性急でない基盤づくり」をベースとした粘り強いたたか、な運動推進を決意し実行しなければならないのである。

たとえば、この間の国鉄闘争を直視するかぎりいよいよ鮮明であるように「指名解雇」つまりは「国労組合員だからの差別(不採用)」とか「広域配属」という「遠隔地配転強行」に併行した「本務者への不当労働行為」の**かずかずを**、あらためて「職場の反ファッショ闘争」としてきびしく凝視し、これらへの反撃のたたか**い**を「反他占・民主主義闘争」そのものとし、組織や地域の別をこえた「国民的な統一闘争」として粘り強く組み上げることを、他ならぬ眼前の「国鉄闘争団のたたか**い**」に学び、スクラムを強めて推進すべきだ、ということである。

### (二)

まさに家族ぐるみ、地域ぐるみで、いわば上からの狭い「組織区分」をすでに越えて幅

広く「国鉄闘争支援」は、一人ひとりの仲間たちの力で物質的に精神的に徐々にではあるが拡大しつつあることを強く確認し学びたい。

それは、活動家ねらい打ちの「指名解雇」や「遠隔配転」の強行に加えての「人権無視」そのものというべき「過労死」と、「産業災害の激増」に対する「がまんの限界」を現実（強制労働）がはるかに超えたからであり、「反独占の民主主義闘争」と「内なる民主主義闘争」が、今や大衆の真の要求として結合しつつあることを立証しているからである。

もはや、われわれはこのことを、たんなる萌芽とか少数派の片隅の運動などとして過小視することはできない。世界的な視野での「民主主義の復興・再編成」を自らが確認できずとらえ切れないおくれた既成の指導者たちがまだ内外に多数であったとしても、われわれはそこからは脱却すべきだし、このことをすでに国鉄闘争団で奮闘している一人ひとりの国労組合員と家族たちと共闘する地域の仲間たちから学ばなければならないということである。

たとえば、岩手県内労働者からの国労帯広闘争団への組織の枠をこえた「米三トン」も支援米送りが注目されているし、当事者（被害者家族）二百世帯の参加で結成（11/21）された『全国過労死を考える家族の会』が「各地の点を線で結び、力を集めて過労死問題に取り組む決議をした」という学ぶべき事実があり、さらには、まだ仮称だが「平和憲法を世界に広げる会」の結成が、やがて必ず「反戦・平和・民主主義」を軸とした旗じるしとして国内的にも熾烈に全力でたたかわれることを期待しているのはわれわれだけではなくはずだからである。

このことは「大衆の行動を離れては革命的の行動はなく、大衆の現実の要求を離れては、大衆の運動はない」（山川先生『無産階級運動の方向転換』）という鋭い警句をよみ直し、たとえ前途多難でも「反独占・民主主義闘争」の下からの大衆闘争としての前進を確信し、同志たち皆さんとの結合に全力をあげ、ここまで退化した労働運動についての徹底した「総括運動」の実践につき一老兵ながら責任を痛感し、あらためて「資本主義の合理化」にたいする抵抗と反撃として、堅持し貫徹されるべき「具体的要求」をふまえて統一的に追求すべきことをこの年頭でかさねて提起するしだいです。

## ◇ 読者からのおたより ◇

負けられません 早いもので第四次の広域採用でこちら（東京）に来て、二回目の正月を迎えようとしています。十年にもおよぶ国鉄闘争、迷いながらぶつかりながらの毎日でした。しかし負けるわけにはいきません。仲間も歯をくいしばってがんばっています。理論的に情勢をとらえている貴誌はたいへん勉強になり励まされています。（世田谷・M）

編集部より おたよりありがとう。闘争団の仲間と連携し、本務職場での労働運動の前進、組織拡大が国鉄闘争勝利への条件です。

地域で交流会 誌代遅れてすみません。「通信」を読んでいると全国的な情勢がつかめ、本心に心強く思っています。国労の事業センターが市原にできましたので、先月から毎月、定例的な交流を地域で始めました。微力ですが、できるところから実行したいと思っています。

（市原・N）

（18ページに続く）

## たたかいはなくして成長なし

——マルクス主義のはきちがえ——

### P K O 法案強行採決

一月二七日、衆院国際平和協力特別委員会で、自民・公明党は、P K O 法案を強行採決した。朝日、毎日をはじめ、各新聞は、一斉に反発。論説で「暴力的な強行採決」を批判した。

東京、京都をはじめ、山形、名古屋、福井、福岡、長崎、佐賀、鹿児島等全国各地で、市民団体、社会党、共産党が抗議行動を展開した。宮沢首相の地元、広島県福山市では、「戦争でなく平和を！ 福山市民の会」が、P K O 法案反対の緊急アピールを首相に送ることをきめた。

折しも開かれていた公明党大会では、執行部に対し「何が人間尊重だ」「なぜ自民党にすりより海外派兵だ」「これ以来年の参院選にかてるか」と批判が続出した。窮地に追いこまれた執行部は、自民党に泣きつき、二八日本会議採決は延期され「特別委員会差し戻し」という異例の事態となった。参院で少数派の自民党は、公明党の協力を得られなければ、法案を成立させることができないからである。院内外のたたかいは、ここまで、自公を追いこんでいる。

### 湾岸戦争による日本人の意識変化

「強行採決」の背景には、急激な世論の変化があった。毎日新聞調査によれば次のとおりである。

P K O 参加について

八三年 賛成二三%、反対七〇%、不明四%

九一年六月 賛成四五%、反対一三%、不明三三%

平和協力法案(九〇年一〇月)

賛成一三%、反対五三%、不明三三%

自衛隊機派遣(九一年三月)

賛成四八%、反対四七%

掃海艇派遣(九一年三月)

賛成六一%、反対三三%

この数字は湾岸戦争直後の総理府調査、朝日、読売調査と大差ない

八三年、イラン・イラク戦争にあたり、中曽根はP K O 参加、掃海艇派遣を意図したが、圧倒的世論の反対、野党の抵抗、自民党内部の分解により断念している。九〇年一〇月、湾岸戦争に当っての平和協力法案も同様である。

しかし昨年二月、湾岸戦争直後から、日本人の意識は急激に変化してきた。あれほど反対していた「自衛隊海外派兵」について、賛成が反対を上まわってきた。フセインのクウェート侵略を利用した、アメリカ支配層の敏速な軍事行動、日本支配層の多国籍軍支持行動、宣伝活動により、日本人の意識は、急激に転換してきたのである。

この転換には、労働組合、ナショナルセンター連合指導部が一役買っていることが、みのがせない。一昨年一〇月、国連平和協力法案に対しては、婦人、市民団体が立ち上り、土井たか子を先頭にして、社会党、総評センターが決起し廃案に追いこんだ。

今年、湾岸戦争、武力発動の危険が切迫した二月六日、社会党、総評センターは、戦争に反対し、大衆行動を組織した。第二波の二月一六日の直前、二月二二日、連合は日比谷集会を開き、この集会をつぶした。この二・一二集会のスローガンは、国連支持。事実上武力行使容認集会であった。海外派兵反対の大衆行動はこれ以後消滅した。各商業紙は、大衆行動のないまま、アメリカ、政府報道をそのままのせ、世論は急激に海外派兵賛成に転換していった。海部内閣はこの世論変化を受けて、九月一九日、P K O 法案を閣議決定し、国会に提出したのである。

### 上昇する反対世論

社会党、労働組合の大衆行動がないまま、「海外派兵」は強行されようとしていた。しかし、国民は問題の本質がつかめないまま、政府の宣伝が浸透していたのである。P K O 政府原案が決定され、「海外派兵」の本質が明らかに becoming つれて、世論は逆の方向に転換しはじめた。「毎日」八月三〇日調査によればこうである。

P K O 政府原案に対して

賛成三五%、反対一五%、保留四六%

憲法第九条

支持七七%、不支持一七%

いままで、政府は「P K O」は「武力行使と無縁である」と宣伝してきたが、国民は、政府原案を知り、武力行使の危険性に対する危惧を強め、保留が急増してきた。注目すべきは憲法第九条に対する支持が強いことである。このことは、P K O 法案の本質は、海外派兵であり、憲法第九条の放棄につながることをはっきりさせてゆくなら、国民世論は、法案反対に転換させ得ることをはっきり示している。

それを裏づけるように、国会審議のはじまった、一月二〇日、朝日新聞は、法案支持三三%、不支持五八%の調査結果を発表した。国会審議により、日一日と、海外派兵の本質が暴露されてきたのである。政府は、反対世論の上昇を恐れ、「強行採決」に踏み切ったのである。

### くずれおちる「ガラス細工」

P K O 法案国会審議は、午前一〇時―三時まで、連日テレビで放映された。職場労働者は生放送を、直接見ることはできなかったが、家庭の主婦の多くはテレビに釘づけになった。実に興味ある番組であった。野党の追及は、いまいちというところであったが、それでも政府答弁のガラス細工(後藤田前官房長官、言葉のあそび(小沢前自民党幹事長)と、自民党内部からも批判されるような論理矛盾により、危険な本質が次から次へと、暴露されてきた。

憲法第九条は、国際紛争解決の手段として「武力行使、武力による威嚇」を禁じている。政府は、いままで一貫して、「P K F (国際維持軍)は武力行使を伴うから、参加できない」と国会答弁してきた。今次法案では急転して、P K F 参加を合憲とするためには、「武力

行使」は伴わないことを、証明しなければならぬ。そのための、白を黒と叫ぶるめる論理矛盾が、次から次へと、明らかにされてきたのである。

PKO(平和維持活動)には、停戦監視団、選挙監視団、平和維持軍(PKF)活動がある。政府は、このPKFに武装自衛隊を参加させようというのである。PKF指揮権(コマンド)は国連事務総長がもち、任務遂行が妨害を受けたとき、武力行使すると、国連文書に明記してある。

政府は、この国連文書を隠蔽し、社、共の公開追及に対しても出そうとはしない。そして、コマンドは、指揮ではなく指図であるとし、指揮権は日本側がもち、武器使用は、生命身体の防護に限り、その判断は一人一人の自衛官が行うのであるから、「武力行使」ではない、ごく普通の「正当防衛」にすぎない、憲法には違反しないと、「ガラス細工」を組み立てた。

この「ガラス細工」の土台となっている、国連文書について、国連当局は、「指揮権は、国連事務総長がもつのは、当然のことでありそれを承認して、PKFに参加して貰うことになる」と明言している。参加した以上、任務遂行のため、武力行使するのは、これもまた当然のことである。「参加しても、国連事務総長の指揮に従わず、日本の自衛隊が、独自の指揮権をもち、独自行動を取るといふなら国連と文書協定を結び、これを公開せよ」と追及すれば、「それはできない」という。百歩ゆずって、そのことを認めるとしても、「国連の指揮ではなく、日本が「指揮権」をもつことになれば、これこそ正しく、「国権の発動による武力行使」となり、憲法違反ではないか、と追及されると答弁せず、合憲と居直る。私の妻などは「小学校のクラス会でも、こんな馬鹿な言いわけは通らない」と怒っていた。近所の奥さん達も、あきれかえっていたという。

土台がこんなに狂っているのだから、細部に入れば、めちゃくちゃである。百人が集団で行動し、敵に攻撃されたとき、一人一人が勝手な判断で、身を守ることができるのかどうか。軍事教練で、戦争の経験がある私ども年齢の者は皆、「あれで政府の答弁か、馬鹿にするな」と怒っている。これほど、でたらめな答弁は、国会史上皆無であろう。しかも日本が海外派兵に踏み切るといふ戦後政治史の一大転換が、このでたらめな答弁によりなされようとしているのである。テレビを見ている家庭の主婦が憤激し、反対行動にたち上ったのも当然のなりゆきである。

後藤田、小沢等の批判に加えて、強行採決後、陸上幕僚長、自衛隊最高諮問委の批判が相ついだ。「国論を二分するような状況で、自衛隊員は命をかけて出動できない」というのである。政府の答弁はどうあれ、彼らは、PKF参加は、「戦地にゆく」ことになる、と、覚悟しているのである。

韓国防衛白書は、「日本の防衛力は攻撃的性格に変貌」と明記、強行採決に「憂慮」を表明。中国、フィリピン、シンガポール等、第二次大戦で日本に侵略された国々は同様の認識を示している。政府が、派遣の緊急性を強調している、カンボジアでは、プノンペン政権、フン・セン首相が「人的、物的貢献を期待」と語っている。しかも二七日には、ポル・ポト派のサムファン議長は、虐殺に抗議した民衆に襲われている。自衛隊が、ここに派兵されたら、武力行使は必至の情勢ではないのか。



噴出する下からのたたかい

いま我々のなすべきことは、このつぎはぎの「ガラス細工」を根底から打ちくだし、政府、財界、日本の支配層の意図を全国民の前に暴露し、行動に立ち上らせる「宣伝」「煽動」広汎な大衆行動の組織化である。九一年、社会通信で私は、「九一年のたたかいは、海外派兵が最大の焦点」と記し、そのたたかひの中で、衰退する労働運動、社会党運動の再生強化を訴えた。事態の進展は、正しく、そのように進んできたが、今年度は、さらに一歩進んで、政界再編成、ブルジョア二大政党の成立、社会党の変質、左派切りすて、小選区制導入がいぜん攻防の焦点となることが予想される。PKO法案は、正しくその突破口である。ここで強力な大衆行動、抵抗闘争が組織されないうまま、決定されるようなことがあれば、全戦線は崩壊し、一挙に敵の意図が貫徹する危険性があった。敵の意図とはPKO法案決定、自衛隊海外派兵の実施、このことによる国民意識の転換を背景にした、小選区制導入による、改憲発議議席三分の二の確保、憲法改悪による帝国主義軍隊の創設である。世界最大の権益を、東南アジアをはじめ、全世界に拡大している日本財界は、その権益を擁護するため、八〇年代後半から、帝国主義軍隊創設を必至の課題としてきた。湾岸戦争の際、「多国籍協力」のアメリカ要請を利用して、世論を誘導し、PKO法案を突破口に攻撃を開始したのである。

このとき、連合指導部は、労働組合、社会党の大衆行動を抑圧し、政府原案が決定されても、労組、社会党の指示は上部からおろされず、国民大衆には、真実を隠蔽されたままPKO法案が決定され、全戦線が崩壊する危険性があった。

このとき決起したのが、東京では社会党委員長選挙に上田をたたかった、社会党職場、地域の護憲派活動家、日教組、自治労、地域、職場活動家である。各地で行動していた市民運動と共同し、九月二十五日「つぶせPKO法案、小選挙区制、生かせ憲法第九条、九・二五市民集会」には、三千人。一一・二〇集会には六千人結集。兵庫では、九月一三日「小選挙区制、自衛隊海外派遣反対、兵庫県連絡会議準備会」発足。高知では、九月三〇日、社会党、県評センター主催の緊急集会もたれたる等、危機に直面して、下からの行動が組織化されてきた。いままで、大衆行動を抑圧してきた、社会党田辺執行部も、このような下からの力におされ、一月一四日、大衆集会に踏み切り、日教組、自治労等、八千名結集した。

危機に直面した下からのたたかいは、密室の中で、自民党となれ合い、妥協を計る指導部をゆり動かし、全国民的闘争に発展せんとしている。九二年我々はこのたたかひにすべてを投入し、全力をあげて奮闘しようではないか。

### 進行する左派戦線の再編成

今次闘争には、今後の日本の労働運動、社会主義運動を占う重要な特徴がある。それは、いままで、右派といわれていた人々の決起と、左派系の深刻な動揺、行動の逡巡が見られたことである。前総評議長・榎枝氏等労働戦線、合理化闘争等で過去十数年、私と激しく対立してきた人々が、労働運動、社会党の危機を直感して、凄まじい行動を展開してきたのに、正直いって驚いた。それに比較して長年共に研究し、交流し、組織をつくってきた人々が、いろいろな理屈をこねて、立ち上ろうともしないのには、激しい怒りを覚えているのも事実である。このことは、社会通信読者の皆さんが、この数年間、実感してきたこ

と思うが、その事実が、この一大闘争に当って、個人の問題としてではなく、思想的背景をもって、はっきりしてきたのである。政界再編成の前に、労働運動、社会主義運動の左派戦線内部で、再編成が、進行してきているのである。

#### 主体の喪失—ソ連共産党

ソ連、東欧、社会主義世界体制の崩壊は、資本主義世界における社会主義運動に、重大な困難をもたらしている。しかし、それ以上、これまで社会主義、労働運動をたたかっていた研究者、活動家の思想行動に計り知れない影響を及ぼしているのではなからうか。

ソ連共産党の崩壊は、私がこの数年、一貫して述べ書いてきたように、経済運営の技術的失敗によるものではなく、社会主義建設、発展の主体の崩壊、社会主義的人間像の喪失によるものである。その中心となる共産党員が、支配、被支配のヒエラルヒーに形成され、衰退し切っていたのである。

私は日教組時代、ソ連労働者との交流よりはヨーロッパや、ベトナム等民族独立闘争をたたかう労働者との交流を主張してきた。八六年第一線を離れ、依頼され毎年のようにML研、全ソ労評を訪問してきたが、ソ連共産党の崩壊は必至と考え、論文も記してきた。

彼らには、マルクス・レーニン主義が欠如していた。あるものは、出世のため、受験のためのマルクス・レーニンの暗誦であった。学問、研究、特に社会科学は、政治に従属し、自由な研究は不可能であった。特にマルクス・レーニン主義文献の宝庫、ML研究所の文献は公開されず、「社会主義七〇年の総括、研究は不可能」と若い研究者が、私を自宅に招いた夕食のとき語ってくれた。

八〇年代に入り経済危機が表面化する中で、ソ連共産党はなすすべを知らず崩壊していった。ML主義の原点に立ち返って、社会主義再建の思想も、エネルギーも、既に消失し、自壊していったといつてよい。明確に主体の衰退、崩壊である。

#### 社会主義、労働運動再生、強化のために

日本のML主義思想集団が、この影響を受けないわけにはゆかない。しかし、通信四九〇号『ぬくもりある仲間づくり』にもあるとおり、「日教組が抵抗を放棄し、ひたすら権力の顔色をうかがうからといって、我々が毎日を通せるほど職場は甘くない」のである。組合が連合に加盟し、指導部は抵抗闘争を放棄した。弾圧に屈せず、日の丸、君が代闘争をたたかっていると、社会党「影の内影」文部大臣とやらが、日の丸に賛成する。しかし、職場活動家はたたかわざるを得ない。

たのみの綱のML主義思想集団指導部からは、たたかひの方針が示されない、内部の対立が耳に入ってくる。いったいどうなっているんだというのが、職場・地域で奮闘している活動家の声ではないのか。

八五年、ソ連の危機が深化し、ペレストロイカが提起された、丁度その頃、日本労働運動の右翼再編がはじまった。七〇年代、人確法、主任制に反対し、職場反合闘争を闘ってきた、日教組、各組織はまなじりを決して立ち上った。日教組の闘争は彼我攻防の焦点であった。敵は全権力を動員し、連合派を支援した。この大闘争の最中、ML主義思想集団に属する人々の一部から、「総評は内部が崩壊したのだから、連合に統一されるのも無理はない、内容が変れば、形式も変る」と、文部省が一貫して、日教組教育課程改悪をすす

めてきた攻撃方法と同様のことをいって、反連合の大闘争を内部から崩す裏切者が生れてきた。

既にこの頃から、ML主義思想集団の内部には、重要な混乱というよりは、右旋回の動きが生れていたのである。これらの人々は現実に闘争の経験がない。マルクス・レーニンを読んで、大学を卒業し、職場の経験がなくそれらの集団が組合専従になった人々が多い。ソ連共産党のエリート、マルクス・レーニンを暗誦しているが、現実の行動はML主義と似てもつかない人々に酷似しているのは驚く。

労働者は現実に働き生きている血の通っている人々の中でたたかう。机の上でたたかうのではない。職制の攻撃に対して徹底してたたかう人間でなければ、仲間からは信用されない。たとえ負けるけんかでも、たたかいの中で仲間がつくられ、次のたたかいの核が形成される。改良闘争を徹底的にたたかうことにより、革命の主体が形成されるとはこのことである。

職場闘争の経験のない人々、また、それに学ぼうともしないで、マルクス・レーニンの知識をひらめかす人々は、ことばでわかっても現実のたたかいの動きがわからない。頭の中で先を考え、現実を処理しようとする。だから「連合に反対すべきでなかった、はじめから連合に入って主導権を取るべきであった」とたわごとをいう。

あの時点で連合に入り、左派が主導権を取れたかどうか、考えてみてわかる。反連合を徹底的に闘わないで「連合に入り主導権を取る」といって組合員をだまし連合加入した組織がいまどうなっているか、事実が証明しているではないか。

日教組は、四百日抗争で、右派に敗北し、連合に加入した。中央執行部は、連合指導部にすりより右旋回を意図してきた。しかし、反連合をたたかった各県は結集し、これとたかつてきた。九一年山形大会では、基本問題ではすべて修正案をかち取り、いま、PKO、小選区制粉砕の先頭を切つてたたかっているのではないか。自治労左派、私鉄総連左派しかりである。

これが歴史の弁証法ではないのか。徹底した抵抗闘争を展開する、負けることもある。しかし、この闘争で結集された集団が、次の闘争の核になる。歴史は一直線で進むものではない。PKO粉砕闘争に結集する力が大きければ、大きいほど、よしんば、それが強行されても、次の小選挙区制、改憲反対闘争の核となり、主体となる。

職場闘争の経験のないエリート、ML主義思想集団の左派にはこのことがわからない。多数派形成はたたかいではなく、社民との野合によりなし得るものと考えている。「ウィスキーは水に薄めても、量を多くのめば、酔っぱらう」といって、社公民路線に切りかえた。富塚総評事務局長の話は有名である。

「薄めたウィスキーをガブガブのめば、酔っぱらうどころか、下痢になるのが、せき山だ」と当時私は反論した。山岸、田辺が主張している、社民大結集の結果は、はつきりしている。実践を欠いたマルクス・レーニンの暗誦は、ML主義ではない。はきちがえたマルクス主義者がいま社民大結集の方向に走ろうとしている。

ソ連の崩壊は、ML主義の放棄による。いま日本のML主義集団内部にも、この危険な傾向が拡大している。その道は自滅の道である。我々は、さし迫った大闘争に全力をつくし、マルクス・レーニンの原典をしっかり学び、その方法論、分析能力を身につけ、日本における労働運動、社会主義運動を再生強化しようではないか。

(坂牛哲郎)

## ソ連・東欧の崩壊と日本型社会主義の追求

1

長い慣習の中にあると、自らの欠陥を客観的に見て改善の方策を立てることが難しくなる。盲腸が化膿しているのに、胃潰瘍と自分で立てて見当ちがいの治療をしていけば、命を失うことにもなる。

ソ連でも東欧でも、「マルクス・レーニン主義」「社会主義」の名のもとにしてきたことが、あまりにも大きく逸脱してきたために、労働者も農民も、その言葉を聞くだけでうんざりする有様である。本来のマルクシズムや社会主義のことは研究も学習もほとんどなされなくなっていたように見える。マルクシズムの基本的な理論が多数の労働者の血肉となつてはおらず、ソ連の条件にどのように適応させ、どのように発展させるべきかが、多くの労働者・党員によって解明・認識されることのないまま、救いたい混乱に陥っているように見える。資本主義のことも理解できないまま美化するようになっていたように見える。ソ連や東欧には、とるべき基本政策を究明し堅持して民主的な党を建設しようとする党建協も、マルクシズムを正しく日本の条件に適応し発展させようという協会も存在しなかったのが、混乱と崩壊に陥った原因であるということもできよう。

たくさんの銅像が立てられ、無数の肖像画が飾られていたからと言って、マルクスやレーニンの理論が深く理解され、それぞれの国の条件に正しく適応され、発展していたとはいえない。むしろ実態がないからこそ、各地に偶像が立てられ、死体まで廟に飾られたままになっていたともいえよう。

われわれはすでに、なぜソ連や東欧が崩壊してしまったのかを考察してきた。われわれの間に、このことに関してさほどの意見のちがいはないと思われる。ソ連等の中にいる人々よりも、むしろ外にいる人たちからの方がよくみえることもある。アメリカの社会主義理論誌マンスリー・レビュー編集長のポール・スウィージーの理解もわれわれとほとんど同じようである。

2

読者の質問に答えて、朝日新聞紙上（九一年一〇月一六日）でスウィージーは、ソ連の失敗は、社会主義の死ではなく、むしろ社会主義からの逸脱であったと指摘して、次のように述べている。

—ソ連の社会主義は失敗したとゴルバチョフ大統領も認めましたが。

「ソ連は社会主義を建設できず、資本主義ではないが一種の階級社会に変質していた。そういう社会が、内部矛盾を資本主義からの軍事・経済的圧力によって挫折したのだ。これをもって社会主義の失敗とか死ということは正当でない」

—しかし、生産手段の国有化と計画経済を実施したソ連は一般に社会主義とみなされてきました。

「国有化と計画経済だけでは社会主義とはいえない。生産手段を所有し、計画をコント

ロールするのが労働者・大衆でなければならぬ。つまり、社会主義とは単に国有化と計画による経済システムではなく、労働者の民主主義に基づく政治システムなのだ。そこでの生産資源の配合は、何より子供や老人、障害者を含む労働者・大衆のニーズを最優先して決定されねばならない。ところがソ連ではスターリン以降、赤い貴族と呼ばれる特権階級が支配し、社会主義ではなかった」

スターリン以降のソ連が社会主義ではなかったと見るのには異論もあるかもしれない。しかし山岸氏以降の全電通は、労働組合ではなかった、というのと同じような意味で理解できる。ソ連は社会主義であったという反論も、今日の全電通も範疇としては労働組合に属するという程度の意味においてなら理解できる。もう少しスウィージーのいうところを聞こう。

—ソ連経済崩壊の原因をどうみますか。

「七〇年代後半から八〇年代にかけての不振、現在の危機の原因は、ソ連の工業化モデルにあった。スターリン時代に始まった工業化は、新規の労働力・資源投入によって成長を図る方式で、技術発展の動機を欠いていた。だから労働力などが不足すると成長が止まり、生活と社会サービスが犠牲になった。レーガン政権と軍拡を競ったことも危機を深刻化させた。硬直した官僚的計画システムは危機に対処できなかった」

—ソ連の資本主義化について。

「指導者たちはソ連を資本主義にしたいようだが、それは解決策にならないと思う。資本主義化は五百日どころか十年かかってでもできないだろう。かりに資本主義化を実現してもそれはソ連の中南米化とでもいべきものだ。すなわち一握りの外資系独占企業や銀行などによる経済支配だ」

—真の解決策とは。

「革命当初の理想に返り、歴史的経験を踏まえて純粋な民主主義をつくるのがカギだ。重要部門で生産手段の共有を維持しながら、中央集権的でない柔軟な計画、市場の創造的活用をはかることが最善だ」

—計画と市場とは両立できるのですか。

「市場は常に存在するものだ。問題は市場が経済を支配し、強者が常に報われる体制をとるのか、それとも計画実行の手だてとして市場を利用するか、ということなのだ。資本主義の枠内ですら国家の財政金融政策による介入が行われ、市場をコントロールできることが示されている」

これはわれわれも書いてきたことと基本的にはほとんど同じであり、先進資本主義国における科学的社会主義者のほぼ共通した認識であろう。高度に発達した資本主義国が社会主義に移行する場合にも、市場・貨幣関係の利用は、領域が狭くなりつつも、かなり長く続くことになろう。

## 3

では日本が社会主義に移行する過程での際立った特徴はどこにあるのだろうか。その一つは現行憲法の第九条に起因する。

全国一七二人の憲法学者に朝日新聞社がアンケート調査を実施し、昨年十一月一七日ま

でに得られた回答によると、八割の憲法学者が「憲法解釈上、日本は平和維持軍（PKF）に参加できない」と考えている。政府案にいう「武器使用は生命身体の防衛のため必要最小限に限る。武力行使に踏み込む場合は維持軍から撤収」との条件をつければPKFにも参加できる、と考える学者はたったの四%しかいない。

合わせて聞いた国際貢献策についての意見では、「平和憲法を生かして軍縮を推進し、医療・経済協力などを充実させるべきだ」などの回答が目立った。「憲法に照らして、自衛隊はそもそも違憲である」とする学者は八割を占めている。国際緊急援助隊派遣法改正案については、「援助隊への自衛隊の派遣は憲法上許されない」とする学者が七四%である。（朝日新聞一九九一年一月一八日）

これだけ反動化が進み、つまらない御用学者がちやほやされ、進歩的・左派的学者はマスコミにおいてはもとより、ゼミの学生にも人気がなくなっている時代である。にもかかわらず八割の憲法学者が「自衛隊はそもそも違憲である」と認識し、「国連の平和維持軍にも参加できない」と回答しているのは、憲法第九条の明確な規定による。

つまり現行憲法を守りぬき、正しく実現するかぎり、資本主義の限度内であっても自衛隊をなくすることができる。しかも圧倒的多数の国民は憲法第九条を変えるべきではないと考えている。

「湾岸戦争」を絶好の機会にして、財界と自民党は「自衛隊による人的国際貢献の必要性」の大キャンペーンを張ったにもかかわらず、国民の意識は依然として比較的健全である。朝日新聞社が十一月六、七日に行った全国世論調査では、自衛隊の国連平和維持軍（PKF）参加には五八%が反対であり、参加に賛成は三三%であった。五九%が「憲法上問題がある」と考えており、問題はないとする二七%を大幅に上回った。自衛隊は海外派遣すべきでないとする人は二四%あり、「災害救助など、非軍事的な支援に限って派遣してよいとする人が九〇%である（朝日新聞一月一〇日）。

国際緊急援助隊派遣法はすでに一九八七年にできていたのに、政府自民党は、自衛隊を海外でも使うことを国民に認めさせたいばかりに、かねがね国際緊急援助隊をきちんと組織し訓練することをわざと怠ってきた。雲仙でも本当に必要なのは、軍隊ではなかった。被害救助等のための組織を常設し、訓練を積んでいけば、その組織こそが国内外で活躍できるのであって、武器も人殺しの訓練も本当は少しも必要ではない。

ソ連やアメリカが軍縮を実行する時代を迎え、世界第三位の軍事予算をもつ日本は平和憲法に基づいた大胆な軍縮を推進することによって、むしろ世界をリードすべきである。わが党はかねてから「平和国土建設隊」を創設し、そこに自衛隊を退職して希望するものは積極的に受け入れようという方針をもっていた。文字通り非武装で文民の、自衛隊にはもどれない組織としてである。

今では発展途上国をはじめとした世界の諸国から、日本は災害救助、環境保全、難民救済、医療支援、戦後の復興援助などの民生分野において、大きな期待がかけられている。そのためには千人規模といわず、やがて万人の規模で自衛隊とは無関係な常設・非武装の文民組織をつくり、人殺しの訓練とは無縁な人間と自然を救助するための訓練をつみ、国内はもとより、求められれば世界で活躍できるようにすることが望ましいであろう。大幅な軍縮によって自衛隊を退職する者は、希望するかぎりここに受け入れるべきであろう。このように一方では大胆な軍縮を推進し、自衛隊をなくするための条件が成熟しつつある。

4

しかしこれに逆行する独占資本の反動的な動きも強くなっている。自民党の『国際社会における日本の役割に関する特別調査会』（小沢一郎会長）が宮沢首相（党総裁）に提出する「人的貢献」に関する答申では、「国際的安全保障」への参加と位置づければ、海外での武力行使に合憲であるとして、自衛隊の国連軍や多国籍軍への参加をうちだそうとしている。解釈改憲を極限まで追求し、その向こうに憲法「改正」を射程にいれている。これは決して小沢一郎周辺だけの考えではない。資本輸出を豪雨のごとく世界に展開してきた日本独占にとって、せつかくこまで育ててきた自衛隊を海外で帝国主義的に自由に使えるようにしたいという衝動は、ますます大きくこそなれ、消失することはない。

「国連平和協力法案」が廃案になった後すぐにPKO法案がだされたように、憲法改正の必要性のキャンペーンも含めて、海外派兵開始への策謀は続くであろう。「社会民主主義勢力の結集」という看板のもとに社会党を変質・解党して、護憲勢力を雲散霧消してまおうという攻撃や誘導も強められるであろう。

しかしPKO法案が自民党や公明党にとっては一種の賭けでもあったように、この反動的な独占資本の道を推し進めることは、院内外の闘いが高まる中では国民の支持と信頼を大きく失いかねないこととなる。資本主義の発展は必ず矛盾の発展である。日本資本主義の現段階は、憲法をめぐる大きな峠にさしかかろうとしているのである。

5

昨年七月の委員長選挙における仲間の皆さんの奮闘は、いかなる攻撃や誘惑があろうとも、社会党は決して護憲の旗を降ろしてはならないことを、国民の声として結集させることができた。

国弘正雄氏が起草した名文をもって竹村泰子氏、田英夫氏の二人の参議院議員の呼び掛け（六月八日）で設立されることとなった「憲法を活かす会」は、土井前委員長も入っていただき、今では衆・参で八〇人を越えて、大きな力になっている。PKO法案にたいして生まれた党内の動揺を正して、毅然とした闘いを推し進めることができたのも、この会のみなさんの努力によるところが大きい。

市民運動において大きな存在である庄幸司郎氏の発意と、伊藤成彦中大教授等々の学者文化人の呼び掛けで、個人参加の「平和憲法を全世界に拡げる会」も結成され、早くも六百人を越えている。

あくまでも海外派兵を阻止し、平和憲法を擁護し、大幅軍縮を進め、人権と民主主義を守るために、全国の県レベル・地区レベルで可能な労働組合や団体や個人が結集して、財力をもち政治的闘争も取り組めるような共闘組織をつくることが不可欠になっている。

こうしたすべての組織を縦横につなげることによって、憲法擁護の国民戦線をつくることが我々の歴史的任務になっている。この国民戦線に支えられた国民連合政権を樹立することによって、その発展の中で日本型社会主義の展望を切り開くことができる。（原野人）

## ◇ 自治労の仲間の皆さんへ ◇ 故山田委員長の遺志を継いで前進しよう

日本の歴史的岐路にあたって

(一)

九一年八月二四日から四日間、秋田市で第五九回自治労定期大会が開催された。執行部が「多くの代議員から厳しい注文・意見も頂いた」と述べたとおり、予想以上に厳しい批判・意見が各県本部から出された。

その要点・特徴は①『組合活動に、くらし、仕事、遊び、趣味など個性的で多彩なメニューとチャンネルを準備し、組合員の選択による参加とネットワークの幅を大きく広げていきます』という方針では組合運動の活性化と強化はできず、一層の分散化と弱体化をもたらす、「一年半も前にライフプラン協会設立に本部が参加しながら、その間下部に相談は一度もなく、現場に混乱を起こしている。トップダウン方式はやめて欲しい」、②「これまでの賃金闘争や人勤体制を総括し、新たな賃金闘争論を確立すべき。実質的団交権確保に向けて首長の上申闘争を重視しよう」、「反行革・反合理化の視点が欠落している」、③「憲法擁護・反自衛隊・反安保・反核の闘いを強化すべきだ。PKO法案反対の闘いの強化を」、④「社会党の強化を中心とすべきであり、安易に連合の『政権を担当しうる新しい政治勢力の形成』に踏み込むべきではない」、⑤「連合にすべての課題を持ち込むよう努力している。だがいぜん不一致な課題もあり、総評センター・県評センター・地区労センタ―は不可欠だ。その存続・将来像を示せ。労働運動の影響力低下は否めない、連合二年の運動を総括し自治労の戦略を明確に」……などであった。

連合に結集して二年たらず、確かに官公労・自治労的には成果なしとはしない。例えば連合『政策集』変更の意見反映、連合・官公労と総理大臣の首脳会談の定着、人事院総裁とのトップ会談や交渉の充実、長年の懸案であった消防職員の団結権付与に関する自治省と自治労との協議の合意やILO条約批准促進に関する協議機関設置……などである。

だが反面では、「力と政策」の掛け声とは裏腹に、「労働分配率」の低下にもかかわらず、「ストなし一発回答」が一段と進んでいること、また、湾岸戦争勃発後、連合が多国籍軍の武力行使を支持したうえで社会党・総評センター系の大衆集会を抑えたこと、都知事選では連合が自公民相乗りを画策し、総評センター系の「股裂き」が惹起されたこと、社会党の「改革」に当たって連合がその「基本政策」の変更を求め、さらに「新しい政治勢力の形成（社会党変質・解体）に踏み出していること、連合に気兼ねして総評・県評センターの反戦平和闘争・政治闘争の力が著しく低下していること……など、労働運動の後退や変質が危惧される問題を孕んでいることも事実である。

したがって、自治労大会での多くの「厳しい注文・意見」は、連合下での一定の成果は肯定しつつも、こうした運動上の後退面や危惧される面を自治労として中央・地方でどのように克服し綱領・路線を堅持・発展させていくのか、その方向と決意を明確に指し示してほしいという、地方の幹部・活動家の苛立ちや叫びでもあった。

これに対し、故山田委員長（一月二二日急逝）は、要旨、次の総括答弁を行った。

①一つは自治体労働者の唯一無二の労働力の売り手同盟として闘う、二つに主権在民・基本的人権の尊重・恒久平和を基調とする平和憲法に基づき反戦・平和の闘いをやり抜く。この二大原則を体して「闘う自治労」の再現を進める。自治労組合員であることが誇りに思え



るような運動と組織に仕上げる決意だ。②連合との関係では、自治労の意見が反映できた面も多くある。一致できない点はお互いに認め合う風潮も出てきている。連合が組合員に評価されるような運動推進の決意も示されており、これを期待して見守ろう。不一致点のみに着目せず、共闘運動を拡大し、連合の発展を期そう。③政治課題では、平和問題と政権構想だ。反戦・平和・護憲は自治労の譲れない生命線である。政権構想については、社民結集、野党共闘、自民の一部も加えた新党など色々あるが、自治労はどれにも与しない。社会党の強化を基本に据える。だがそれだけでは十分でないことを認識する。国民は自民党の一元支配に飽き飽きしている。そのポイントを押さえて皆さんと方策を議論し、一歩を進めよう。

こうした山田委員長の決意（結果的にこれは遺言となった）を受けて、運動方針は高率の賛成で採択された。だがこれによって方針すべてに賛成が得られたとの判断は早計である。特に連合運動をめぐって中央と地方の幹部・活動家の間に乖離が生じてきていることも事実であり、この克服に向けての相互の努力が極めて重要になってきている。

## (二)

日本の財界と自民党は、七〇年代後半から八〇年代にかけて「土砂降り輸出」といわれるような資本輸出・海外権益拡大を図り、今日、これを擁護するためにいつでも自衛隊を自由に使う衝動を強め、PKO協力法（海外派兵法）を強行し、そのためには九条も邪魔だとして明文改憲を策し、衆議院選挙への小選挙区制導入に躍起となっている。これは、今や最も能動的な帝国主義に成長した日本独占資本にとって、戦力放棄・恒久平和、基本的人権、主権在民を理念とする憲法がいよいよ桎梏となってきたことを示している。これはまた、総評の解散によって社会党の力が落ちたこと、連合が支配層の反対勢力とはならないと見通したこと、民社・公明両党の抱き込みで自信を深めたことの表れといえよう。まさに今、日本の平和と民主主義が問われる歴史的岐路といわねばならない。

こうした状況に対して労働組合の動向はどうか。連合の発足によって総評は解散し、不一致課題を継承する総評センターが結成されたが、これも「すべての課題を連合で」の前論、東京都知事選挙やPKO協力法案をめぐる単産間の意見の不一致などが表面化し、中央段階では急速に求心力を失い、九三年中の解散（実質的には九二年参議院選挙後）という方向にある。護憲と原水禁を合体した『平和運動センター』構想が出されたが、これも「第二総評センターだ」との批判から潰れ、社会党支持労組会議の発足のみ合意されているにすぎない。旧総評系単産の動揺・戸惑いが著しいといえる。

このように、総評・県評センター解散という事態を迎え、いま社会党の支持基盤が音を立てて崩壊しつつある。社会党は「五万の黨員で一、〇〇〇万票をとる不思議な政党」といわれてきた。だが不思議でも何でもなし。総評結成後間もなく「社会党・総評ブロック」を形成し、選挙闘争はじめ反戦・平和、護憲、原水禁、医療・年金改悪反対など折々の国民運動では、黨員はじめ数十万、百万単位の労働者部隊が渾然一体で闘ってきた結果に外ならないのである。とすれば、今必要なことは、形式的な支持労組会議をつくるかどうかではなく、社会党の伝統ある国民運動・大衆運動を共に闘おうとする労働組合を中心に民主団体を総結集し、新たな政治共闘組織・社会党の支持基盤を再構築する（党の立場からは、事態の深刻さを全党の理解に広げ、飛躍的党拡と日常活動の強化、自前で闘える資金づくりなどに全力を挙げる）ことであろう。この運動を通じて連合の不一致課題は解決されていく。これは、社会党の課題であると共に日本の労働者運動総体の今日的課題でもある。自治労の心ある幹部・活動家は、今このことに全力を挙げる時期だと考える。

(三)

今日、連合発足の下で露呈し加速されようとしている労働運動総体の右傾化、これに追従する社会党の上からの右傾化、ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊（官僚主義の下における統制型社会主義の崩壊であって、社会主義の理論の崩壊では決してない）などを見聞きするにつれ、活動家層に動揺や怒りがあるのも事実であろう。しかし、それをいくら嘆いたり憤ってみても問題は何一つ解決しない。上部における不十分さは下部の運動の不十分さの反映でもある。連合の不十分性はその大きな構成員である自治労の不十分さとして捉え、その責任を自覚し一層運動を強化することこそ必要だといえよう。

政府・独占資本の攻撃はますます強化されてきており、景気の陰りも出はじめている下で、労働者・勤労国民への犠牲転嫁は一層強まり、また平和憲法が危機に瀕している。それだけに大衆の不满と怒りは高まらざるをえない。こうした情勢の進展（階級矛盾の拡大）に的確に対応した党と労働組合の大衆闘争の構築によつてのみ労働者運動の弱点は克服される。個別部署における反撃は小さくバラバラであつても、必ずやそれが反独占・民主主義擁護の大きな潮流へと結集し発展すること、これが一定の条件の下で反独占・社会主義へと飛躍することに確信と展望をもつて事にあたることが重要である。

そして、「労働組合は、組合員の生活と権利、その前提条件である平和と民主主義を守るために、政府・資本（当局）とたたかう組織である」ことを再確認し、個別の闘いを全組合員の意思統一を基礎に自発性と創意性を発揚し、職場・地域から大衆闘争で闘わねばならない。その過程で自治体労働者としての意識向上と組織強化（いつでもどんな課題でも強靱なストの打てる組合「づくり」をめざさねばならないと考える。

（自治労富山県本部副委員長 又市征治）

（5ページより続く）

**国鉄改革はデタラメ** 送金おくれすみません。JR東海がスト権をたて、その対策に会社側は国労組合員を復帰させると新聞にありました。会社はズルイと思います。「組合間の差別はしない」といった国会の発言はこのことで明らかになったと思います。やはり国鉄改革はデタラメだった。

（埼玉・H）

編集部より Hさんがおっしゃるように、国鉄改革はデタラメです。十二月六日、東京九段会館で「国鉄分割・民営化五年目を検証する 十二・六集会」がおこなわれました。この日、奈良では国鉄闘争に連帯する会が発足しました。北海道でも島根でも「分割・民営化」を告発する運動は力を増しています。

**年末物販に拍車** 先日は遠路おいでいただきありがとうございました。いよいよ年末物販に入り、体制づくりに準備を進めています。国労の運動も事業センターの成功に大きなウエイトがかかっており、どう成功させるか、連日打ち合わせをつづけています。貴重な情報、くれぐれもお身体を大切に。

（市原・S）

**日の丸容認に不安** 総評解散。社会党、田辺氏無投票再選。右傾化を心配した小生、十一月二五日付「中日新聞」の一面トップの『日の丸』条件つき容認―社党「影の文相」嶋崎氏が見解」をみてその思いがさらにつりました。貴誌の階級的な物の見方・考え方に唯一、元気づけられ、職場で機会あるごとに話をしています。

（愛知・Y）

編集部より 思いは同じです。しかし今回のPKO法案にみられるように、下から運動をつくっていくけば、私たちの予想をこえる成果がえられることを示しました。心配も必要です。それ以上に大衆運動をつくることに全力をつくし合いまししょう。

## 「日の丸・君が代」に関する 社会党の「新見解」について

「PKO協力法案」をめぐる攻防が激化し、「つぶせPKO法案・守れ憲法九条」をスローガンによくやく大衆行動も盛り上りを示しはじめていた十一月二十四日、社会党はその「シャドーキャビネット」の文化教育委員長の見解として「日の丸」「君が代」についての「新見解」を発表した。

十一月二十五日の「朝日」は「今なぜ容認に転換するのか、理論構成はいま一つはつきりしない」と論評したが、私は、この「新見解」がこんにちの情勢の反動的展開の中で果すであろう積極的役割について深い危惧の念をおぼえる。

「はつきりしない」と論評した「朝日」も「左派色の強い党書記局から独立した同委員会（注・「シャドーキャビネット委員会」）を活用し、社会民主主義勢力の総結集に向けてカーブを切り始めた」と評価し、「毎日」も「党内論争の終結を狙う、田辺執行部がその現実路線の具体的な証として打ち出したもの。おおむね妥当」と論評した。

かねてから社会党の「改革」が、党を支えている大衆とのかい離をまねくことが危惧されてきたが、社会党中央は、「シャドーキャビネット」の名を借りて独走しはじめたのであろうか。十分な党内論議も欠いたまま、日教組など支持労組との討論もないまま、急いで出さなければならぬ緊急の課題であったとは思われない。くり返すが、今日の情勢のもとでこのような「新見解」がどのような役割を果たすかについて充分検討すべきであり、それにもかかわらず急いだとすれば、そこには別の底意があったと疑わざるを得ない。

### 「新見解」に至る流れ

昨年四月の日本社会党第五十五回定期全国大会にむけて「連合」は社会党の基本政策について「以下の点を明確にされるよう要請します」として、回答を求める文書を出そうとしたが、与える影響を考えてとりやめとなり「幻の文書」のまま終わった。しかしその内容は、党への介入を企図する「連合」の姿勢として広く伝えられた。この文書の中に、「日の丸・君が代」について次のような一項目がある。

『日の丸・君が代の強制に反対します』について、(イ)強制に意味があるのか。あるとすれば具体的にどのようなことを強制というのか。(ロ)国旗・国歌として日の丸・君が代をどのように位置づけておられるのか。また、基本的に日の丸・君が代を国旗・国歌として認められない、もしくは、ふさわしくないとされるなら今後の対応策について明らかにされたい。』

この「連合」文書に見られるように、「日の丸・君が代」を国旗・国歌として認めるべきだという立場にたちながら、慎重な言葉づかいだが、「もしそうでないなら、あらたな対応を示せ」と迫ったわけである。

この「連合」の「幻の文書」から一年たった昨年（九一年）五月三〇日、社会党の右派グループ「政権構想研究会」は「党改革への提言」を発表した。その中で「緊急政策課題」を三つの事項について提起した。即ち以下の通りである。

(一)政治改革——「政治倫理、資金、選挙制度の大胆な改革」「定数は正」

(二) PKO——「経済負担だけでなく汗をかく」「新しい組織(仮称・PKO隊)をつくる」「自衛隊員も募集の対象」「小火器は護身に徹した内容に限定」  
 (三)日の丸・君が代問題——「日の丸は国会決議等を経て、公式に国旗とし、君が代については新国歌制定も含め、国民的議論のなかで決めるものとする」

この「政構研」の「提言」は政治改革、PKO、日の丸・君が代を三点ワンセットで「緊急政策課題」として、現在の自民党・財界の動きに「現実対応」する内容となっている。そして、第三項の「日の丸・君が代」についての提言が今回の社会党の「新見解」に受けつがれていることが分る。

### 「新見解」の問題点

社会党の「新見解」の内容は以下の二つの内容から成っている(「社会新報」による)。

(一)戦争責任を明らかにし、あらためて世界平和への決意を「国会決議」を通して国の内外に宣言する。この国会決議が行なわれれば、日の丸を国旗として認めてもよい。ただし、国家主義的に利用すべきものではない。

(二)「君が代」については、主権在民・象徴天皇の憲法にふさわしい国民が共感できる国歌を、改めて制定することを国民に提唱すべき時期にきている。

そして「新見解」はその結びの部分で「戦争責任でのあらたな対応のないかぎり、日の丸・君が代は国旗・国歌として、すべての国民に強制すべきではない」と述べている。

この「新見解」の問題点を論ずる前に、まず問題にしなければならぬのは、何故いま新見解なのかということである。この点はすでに指摘したので繰り返ささないが、「連合」の「幻の文書」——「政構研提言」——「新見解」という流れに見る労働運動とも提携した「現実対応」「現実へのすり寄り」と、それが情勢の反動化のもとで果す役割が問題なのである。

日本の海外進出に警戒感をつよめているアジア諸国に対して、ことばの上で証しをたて、警戒感をやわらげるために、「国会決議」等をあげるぐらいのことは、政府・自民党も受け入れるだろうということとは、今後も予想されることである。いまや二六〇兆円(九〇年末現在)の海外資産をためこみ、一兆三、〇〇〇億円(九〇年実績)のODA資金をばらまき、広大な新市場として執着しているカンボジアも含めて、海外進出をスムーズに進めるためには、「戦争責任を明らかにする国会決議」ぐらいなら、日本政府・自民党と彼ら資本にとつては「安い買物」と言うべきだろう。「新見解」がその結びで述べる「戦争責任問題でのあらたな対応のないかぎり、日の丸・君が代は国旗・国歌として、すべての国民に強制すべきではない」ということは、こんにちの情勢の反動的展開のもとでは、次のように逆手にとられるであろう。即ち、「日の丸・君が代をすべての国民に強制するために、戦争責任問題であらたな対応をする」ということである。あらたな有事立法、国家総動員法とも言うべき「PKO協力法」を強行し、「国内体制の整備をすすめる必要がある」(政府統一見解)とする政府・自民党と財界は「新見解」を利用するであろう。

いっぽう、PKOで日本自衛隊が海外進出する姿にアジア諸国の民衆はどのような反応を示すであろうか。かつて「日の丸」に拝跪させられた朝鮮の民衆はどのような想いを抱くであろうか。「日の丸」をかかげた日本軍に暴虐のかぎりをつくされた中国の民衆はどうであろうか。「国会決議」等の趣旨とも矛盾する結果を招くであろう。

「日の丸」を「国旗」として認めれば、教育現場に対する強制はいっそう強まるであろう

う。それは社会党の「新見解」が言う「憲法が保障する思想、信条、表現の自由にかかわる問題を学習指導要領で義務づけることは教育にはなじまない」とする立場とも矛盾する。「戦争責任と平和への決意を明確にする」立場は「日の丸」を「国旗」として認めない立場と同義であると私は考える。「日の丸」をめぐる歴史的経緯とその役割を検証してみれば、このことはごく当然のことだと考える。「日の丸」と、真の意味での「国際貢献」とは両立し得ない。

東京都立大学教授・山住正己氏は「日の丸」「君が代」については、日本人であれば、だれもが立ちどまって考えるべき二つの問題が、あるのではないかと、次のように述べている（岩波ブックレット「学校と日の丸・君が代」）。「戦争責任を明らかにし、世界平和への決意を宣言する」（「新見解」）ことが世界の民衆に共感をもって迎えられたいには、山住氏が述べるような内容が共通認識となることが大事だと思う。

「第一は、この旗と歌に、日本国民だけでなく、諸外国の人びと——そのなかには日本列島に住む人も少なくない——はどういう感情を抱いているかという問題である。アジアの人びとだけではない。一九四〇年には日独伊三国同盟が結ばれ、その調印式の会場には三国の国旗が飾られていたが、戦後、ドイツとイタリアは国旗を変えている。いま、そのときの写真を見れば、このまま日の丸をかかげつづけていいのか、とあらためて考えこむ人が多いのではないか。

第二は、一〇〇年前、『日の丸・君が代』普及にあたって、もっとも大きな役割を負わされていたのが学校であった、ということである。その役割を果すことをどこよりも期待されていたのは、就学率が高くなっていた小学校であった。子どもたちを一つの方角へ向けようとするとき、旗や歌は訴える力をもっていたのではないか。」

社会党の「新見解」は、学校教育において、「日の丸」の掲揚と「君が代」の斉唱を徹底させようと歴代政府が圧力を加えてきた経過と、八九年改定で学習指導要領に「指導するものとする」と義務化されたことを指摘して、「義務づけることは教育になじまない」と主張している。そうであるならば、政府・自民党が「日の丸・君が代」を教育現場に強要する根拠ともなっている学習指導要領の「法的拘束性」の撤廃を明確にすべきである。さらに「新見解」がもつ問題点をいくつか指摘しておきたい。

①前記の山住氏の主張と同様に「新見解」も「ドイツとイタリアでは戦前のファシズムの時期の国旗・国歌を廃止し、新しく出直した」と指摘するが、日本の場合は「する」と今日までできています。したがって日本の側から戦争責任のけじめをつけることが必要なのです」と述べている。戦争責任の「けじめ」のつけ方が「国会決議」等ではないとする考え方も大いに問題となる。そして、「国会決議」等によって「戦争責任」を明らかにすれば「日の丸」は現代の「国旗」として再生できるのだという考え方は、果たして妥当だろうか。これは、ドイツやイタリアの対応の仕方とは根本的にちがっている。「戦争責任を明らかにし、世界平和への決意を国内外に宣言する国会決議」は全会一致でぜひ実現してほしいと思う。そして、その趣旨を、いますすめられている日朝国交回復をめぐる政府間交渉にもぜひ具体的に反映してほしいと思う。しかし、それをもって「日の丸」があらたに生れかわることが出来るという見解は、「日の丸容認」という結果が先にあって、屁理屈でつじつまを合わせる論法である。異質なものを無理にくっつけてはならない。

- ②「新見解」は「日の丸」について、「ただし、国家主義的に利用すべきものではありません」と言う。これは無責任な言い方ではないか。戦後四十八年たって、今日ほど「日の丸」が「国家主義的に利用」されている時はない。そうすべきでないと言うのであれば、「国家主義的に利用」させないための歯止め(学習指導要領の見直しと拘束性の撤廃、国民に対する「国旗掲揚」強要や靖国公式参拝の中止、政・政分離の実効的確立、国民生活の全分野における思想、信条、表現の自由の確立など)を具体的に示すべきである。
- ③「君が代」について「詠人の心が定かでない、……『君』とはだれのことか、『さざれ石の巖となりて苔のむすまで』という事象をいかなる意味に解するかなど、天皇主権時代の解釈の延長線上のそれでは国民の納得が得られない」とする見解も、歴史の経過と現実を正しく直視したものとは言い難い。「詠人の心」とは無関係に、「君」が何を意味し、「さざれ石の……」の事象がいかなる意味をもっているかは、この間の十五年戦争を経た歴史の中で確固として定着してはいないか。まさか社会党中央は、「君」とは英語のYOUのことだ」などという児童に等しい主張をするつもりではないでしょうね、と邪推したくなる。さらに、「国民の納得が得られない」理由を「天皇主権時代の解釈の延長線上のそれ」に求める見解も、真意があまりである。すでに述べたように「君が代」という歌の意味は確固として、歴史的に定着しているものであって、「天皇主権時代の解釈の延長線上のそれ」でない、別の解釈があるのではない。あれこれの「新しい解釈」論が「君が代」も存続し定着させるための口実であることは周知のとおりである。
- ④しかし、社会党「新見解」は、「君が代」については結局否定し、「国民が共感できる国歌を、改めて制定することを国民に提唱すべき時期にきている」としている。ただし、「主権在民、象徴天皇の憲法にふさわしい国民が共感できる国歌」である。これも、あまりまいで、もって廻った言い方である。「国歌」が国民との関係で備えるべき要件は何かということをはじめとして、社会党の「国歌論」を聞きたいと思う。「主権在民にふさわしい国歌」と「象徴天皇にふさわしい国歌」が一つの国歌として両立することができるであろうか。「国歌論」を欠いたままでは「新国歌制定運動」を提起しても、国民的論議をまき起す展望はない。
- ⑤「新見解」が言うように、九一年は「日韓併合八十一年、満州事変勃発六十年、太平洋戦争開戦五十年」である。「新見解」は「この時期こそ、世界に貢献する日本の再出発の決意を示すときです」と述べている。しかし「戦争責任を明らかにし、世界平和への決意を宣言する」立場にたった「貢献」の内容はいかにあるべきかは語られていない。政府・自民党と財界も「世界に貢献する日本」を声高に主張している。彼らの「再出発」の決意表明が「PKO協力法案」である。そして「国内体制の整備」を強調し、「日の丸・君が代」のあらたな定着をはかるうとやっきになっている。「国内体制の整備」をめざして、首切り合理化・福祉と教育の切りすてをはかる行政改革、労働運動のとりこみ、「政治改革」「教育再編」を展開している。日本の国際的覇権の確立を求めるまでになった。湾岸戦争で二三〇億ドルの戦費負担、対ソ支援二五億ドルを投じ、老大な海外資産を形成しながら、雲仙・普賢岳災害の特別立法には一顧だにしない。国鉄労働者一、〇四七名は首切られたまま放置されている。こうした事態に対して、はたらく者の憤りを組織することこそ喫緊の課題ではないのか。

## 日教組の「統一見解」と職場のとりくみ

日教組は一九七五年大会いらい次の内容を日教組の「統一見解」としてきた。

## 〈日教組統一見解〉

「日の丸」「君が代」の強制に対しては、次の日教組の「見解」にもとづいて職場の意志統一をはかり対処するとともに、父母との共通理解と連帯の強化に努力します。

(イ)「君が代」はその歌詞内容とその果してきた歴史的役割からして、これを復活させることは主権在民の憲法原理と教育基本法の民主的教育理念を否定するものです。したがって、これに強く反対します。

(ロ)「日の丸」が国家の標識として国内外で取扱われてきたことは事実であり、これを否定するものではありません。しかし、「日の丸」が明治憲法下の天皇制国家主義のシンボルとして扱われてきた歴史的事実にてらしてこの思想を復活する意図に反対します。

(ハ)政府・自民党が国家主義の復活強化をはかることを目的にすすめようとしている「君が代」「日の丸」の法制化には反対します。

(ニ)学習指導要領をてこに「日の丸」を学校教育に強制的にもちこむことには反対し、その背景とねらいについて徹底的に討議を深め、あくまで教育課題の自主編成の原則的立場に立つて対処します。

この「統一見解」に加えて、日教組の一九九一年度運動方針は「日の丸・君が代の掲揚と斉唱、天皇敬愛、元号使用の強制に対しては反対し、史実と真実、憲法の問題にもとづき、子どもの豊かな成長を保障する立場からとりくむ」を基本方針として、「子どもを中心に卒業式・入学式を創造する」「強制を許さないとりくみ」「父母、地域住民との提携」「近・現代史に関する教科書の改善」なども提起している。

ここに見るように、日教組は「日の丸・君が代」の歴史的背景と役割を明らかにする教育実践を重視しつつ、その「掲揚」「斉唱」「強制」に反対している。そして職場のとりくみの基調を「自主編成」運動においている。

「自主編成」とは、例えば「卒業式」について言えば、「最後の授業」としての卒業式を、巢立ちゆく子どもたちとの共同作業で、「日の丸・君が代を必要としない学校行事」として創造することである。全国教研でも、多くの感動的な卒業式の実践が語られてきた。一部マスコミ報道が伝えるように、私たちの具体的運動は「引きずり降ろし」や「ホイコット」に主眼があるのではない。教育は何よりも「創造」のいとなみであるからである。管理職や行政当局とのほげしい論争はもちろんやる。しかし、主眼は「日の丸・君が代はいらない」実践を創り出していくことである。

したがって、教育現場で「思想・信条・表現の自由」と多様な教育実践を保障していくために、学習指導要領の「法的拘束性」の撤廃を実現しなければならないのである。このことが「日の丸・君が代」にかかわる教育界での課題である。あわてて現状追認の「新見解」を出すことではない。

社会党の「新見解」は白紙にもどしてほしい。「子どもの権利条約」の批准を求められている情勢にふさわしい「国旗・国歌」論争をくりひろげたいと思う。

(千葉高教組委員長・横堀正一)

## 地区労解体を急ぐ連合

——第42回港区労協大会報告——

### 連合・全労連グループによる「港方式」

連合が結成され二年が経過し、今、地県評センター、地区労の解体が急ピッチで進められようとしている。

連合東京は六月、昨年十二月までに「連合地区組織」（地区協）結成に向け、都内23区内区労協、三多摩7地区労の解散を至上命題として、各区労協、地区労に混乱を持ち込んできてゐる。合わせて、東京地評センターもこの動きと歩調を合わせ、区労協、地区労を守り、発展させようという単産、単組に対しては、連合東京地区組織への「敵対行動」と位置づけ、対決方針まで掲げている。こうした動きと合わせ、突然九月二九・三〇日の大会方針討議のための執行委員会で「解散」方針が提案された。

今回の港区労協の解散方針については一つの特徴がある。それは、いわゆる「港方式」として、連合グループと区労連準備会の全労連グループの「談合」により、区労協の「円満解散」を図り、これを各区労協・地区労の解散にハズミをつけようというものである。そうした中で執行委員会では、国労のみの反対の態度表明であり、ほとんどが、積極的賛成および「やむなし」となり、解散方針（案）が確認されるに至った。

これと前後して、区労協三役による各単組の説得オルグが展開された。当然反対する単組に対しては、例えば全国一般南部支部に対しては加盟費の上納の遅れを理由とした「除名」扱いを強行し、他の幾つかの単組には、「国労、東水労なども賛成している」とデマを流し、「反対してもムダ」として反対意見の封じ込めが画策された。

こうした動きは、その後の機関運営にも反映され、解散の強行へとつながっていった。

### 拡がる存続の声

こうした動きのなかで、連合路線に反対し、区労協の存続と地区労運動の継承、発展を目指す全労協加盟組合を中心に、区労協の存続に向けた取組みが開始された。国労の呼びかけによる「存続を求める署名」活動、各単組オルグを展開し、区労協に対しては、全単組の意志の確認と、労組法・民法に基づく民主的な手続きを求める「通知書、通告書」による要請を行なった。

こうしたなかで、単組代表者会議では反対意見が集中し、いわゆる「共産党系」の単組、上部機関を持たない労働組合の中で変化が出はじめて来た。連合・全労連に入らない、入れない組合を中心につながりができはじめた。その背景には国労が前に出た取組みと同時に、共産党および区労連準備会へのあらゆる角度からのオルグ、説得の積み重ねの中で、連合路線への反発と、地区労運動の意義が徐々に拡がったといえる。

### 法をも無視した「解散」と再結集

執行委員会から一ヶ月後の十月三十一日、区労協定期大会が開催された。大会は冒頭から、運営委員、議長の選出など「反対派」を認めない非民主的な運営が強行された。特に「解



散の議決」については、労組法、民法に基づく手続きすら無視し、一般的な議案と同じ「過半数議決」を連合及び全労連（後で後悔しているようだ）グループで強行した（総代理員数一三八名（参加九九名）の内七一名の賛成で）。

私たちは直ちに別紙の「声明」を発表し、早急に組織整備を図り、当面する国鉄闘争を中心とした地域運動の強化に向けて取組みを開始している。

くしくも区労協の「解散」を前後して一部連合官公労組合では、国労闘争団の支援要請に對して「門前払い」の動きを強めている。こうした動きを見る時に、総評・地県評・地区労の解散Ⅱ地区連合の結成は、①社会党解党と自民党がめざす保守二党論への動きを強め、②地域春闘、争議支援、反戦平和運動をはじめとした地域労働運動を妨害、解体し、③中小未組織労働者の切りすてを狙う何ものでもない事がますますはつきりしてきている。

私たちは、地区労の解体に反対し、地区労運動の継承・発展をめざし、中小未組織の組織化をはかるため更にたたかいを強める決意である。（松本十郎・港区労協執行委員）

## 資料 声 明

本日開催された、港区労働組合協議会第四二回定期大会において、不当にも区労協「解散」が強行されようとした。しかし、この不当な取り扱いは、法的にも、また、労働組合の民主的な手続きから言っても全く認められないものである。

それは、事前に文書をもって通知した内容にもあり、労働組合の解散については、労働組合法第一〇条、もしくは民法六九条の規定に基づく手続きが条件であるからである。労働組合法第一〇条によれば、連合団体たる労働組合の解散については、構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議を要するとされている。解散に関する規約のない港区労働組合協議会にあっては、当然に右条項にのっとった手続きを必要とし、解決決議に参加しうる代議員は単位労働組合一組合につき一人に限定され、組合員数に応じて表決に参加する代議員の数に差をつけることは認められないと解するのが一般的となっている。従って、解散に関する議案については他の議案と異なる扱いをしなければならず、労働組合法所定の手続きを経ない解散決議は、法律上無効となることは当然である。

あわせ、一〇月二三日に開催された単組代表者会議で多くの組合から出された、突然の「解散」議案の説明の中で、組合討議の保証をはじめとした民主的な取り扱いの問題について、何等配慮しないままの「議決」は、今日までの港区労協の歴史と伝統を踏みにじり、区労協に残り、運動を発展させようという単組の意志を無視し、区労協に残れない、残らない単組が強引に解散を決めようとした暴挙である。

私たちは、港区労協が築いてきた四三年間の闘いの歴史と伝統を守り発展させる立場から、港区労協の旗を守り、存続させる決意である。

港区労協を存続させ、発展させるため、緊急に組織整備を行い、当面する闘争課題の闘いを強化するため、港区労協に結集するすべての単産・単組の絶大なご支援、ご賛同を訴えるものである。右、声明する。

一九九一年一〇月三十一日

国鉄労働組合加盟四地区協・分会  
港区マスコミ共闘

## 三池CO十一・九抗議現地大集会

三井の責任を追及し、三池CO闘争の勝利をめざす、三池CO十一・九抗議現地大集会が十一月二十四日午後一時より荒尾市総合文化センターに於て、現地大牟田、荒尾及び全国のCO闘争を共に闘う仲間八一二名の参加を得て盛大に開催され、三井に対する責任追及の信義と、CO患者、家族の裁判闘争の勝利を誓い合いました。

三池CO闘争は一九六三年十一月九日、三井三池三川鉱に発生した、炭じん爆発により、四五八名の労働者を殺し、八三九名のCO患者をつくり出した三井の責任を追及する闘いであり、そのCO闘争も二十九年目になります。

二十八年間も闘い続けて来たのは、三井が一九六〇年に三池労組の団結を破壊し、労働組合を分裂させ、大々的な合理化を進め、利潤の拡大をねらい、生産第一主義の方針での経営を進め、安保を無視した生産を強行した結果発生した炭じん爆発であり、人災であり、その炭じん爆発により、殺され傷つけられた労働者の、生命と健康を奪った三井の責任を追及すると共に、被災者の完全な補償と、再び災害を起させないための闘いとして取りくんで来たからです。

この被災者・労働組合の切実な要求に対し三井は少しもその責任を認めようとはしないばかりか、自民党政府と一体となって、CO被災者の抹殺攻撃をかけて来たのです。CO患者・家族や組合はCO被災者の抹殺を許さず、CO被災者の当然の権利を守る闘いとして闘われた二十八年間でした。

三井はCO患者抹殺攻撃は、その要求を認めないだけでなく、政府と一体となり、治療打ち切りや、CO症状の治つてない患者を無理に職場に帰し、働けない者に退職を強要する、また、CO闘争そのものを闘えない様にするために、被災者そのものに闘いを放棄させる攻撃をかけて来たのです。一三〇〇名の多数の被災者を分断し、又裁判闘争を進めていたCO被災者を和解に追いこみ、遂に多数の原告に闘いを放棄させてしまったのです。

しかし、三十二名の原告は、三井の責任を明確にしない限り許されたい。又闘いをやめればCO被災者は抹殺されてしまう、CO患者として生きて行けない、と責任を取らせるまで闘うと決意し、新たに弁護団を組織し闘いを始めて五年が経過しました。その和解後五年の今でも和解した患者に対する抹殺攻撃が強化され、治つてもいないのに病院を退院させられ、退職に追いこまれています。今では和解した患者のなかで和解は間違いだつたとの声が出ています。二十八年間闘い続けて来てよかつたと、その成果を確認しています。いま、全国の労働者は人間らしく生き、働きつづけられなくなっています。過労死はその具体的な姿です。

いまの情勢は、労働者が闘わないと生きられないきびしい情勢です。労働組合を闘う組合に変えるためには、下から、大衆のなかから闘いをつくりあげて行く大衆闘争の強化が求められています。この闘う者の確信を強めるために、三池のCO闘争に学交流活動に、今こそ全力をあげて学ぼう、と決意し自らの職場に帰り闘いを組織しその闘いを、この頃のCO集會に持ちより交流をしようと呼び合いました。特に今は闘う者の集會が非常に少なくなっている労働者の集會らしい闘う集會を大事にしようと呼び合いました。

(谷端)